

山口県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

山口県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1 現況

本県は、三方を海に囲まれ中央に中国山地が走り、瀬戸内海、日本海の沿岸部から山間部まで変化に富んだ地勢からなり多様な自然条件や地域特性を生かした農業が営まれている。農業経営の基盤となる耕地の約8割が水田であり、水稻を中心に、麦、大豆、野菜、花き、飼料作物等を栽培している。

また、効率的な農地利用や多様な人材を活かすため、集落営農法人等の担い手への農地の集積を進めており、担い手を中心とした営農や地域活動が行われている地域もあるが、一方で、中山間地域も多く、経営が零細な自己完結型の農家による営農や地域活動がなされている地域もある。

本県においては、

- ① 担い手へ農地の集積が進むにつれ、農道や、農業用排水路施設、ため池等の保安全管理や、農用地の保全に関する取り組みに要する担い手の負担が大きくなり、担い手への更なる農地の集積に対して懸念が生じている。
- ② 中山間地域等では、傾斜地が多いという不利な条件を抱えながら農業生産活動等を通じ国土の保全、水源かん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮しているが、農家の高齢化や担い手の減少により、耕作放棄地が増加し、多面的機能の低下が懸念される。
- ③ 県民の食料に対する新鮮・安心・安全などのニーズや環境問題への関心は一層高まっており、これらニーズに対応した農産物の安定生産や農業分野における環境対策への対応の強化が求められている。

こうした状況を踏まえ、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が取り組む地域活動や営農の継続に対して支援を行うことは、重要な意義を持っている。

2 目標

農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、地域の共同活動、中山間地域等の継続的な農業生産活動や、循環型農業を支援し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、法に基づき農業者団体等が実施する、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。

- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ、早い段階から市町内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適切な縮尺の地図上で、その範囲を設定する。

2 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適切な縮尺の地図上で、その区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町の判断により必要と認められる事項を記載する。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者機関に関する事項

県内における本法に基づく施策が計画的かつ、効果的に実施されるよう、その点検及び効果の評価等を行うための第三者委員会を設置する。

2 県内における推進体制の整備に関する事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる農業用排水路施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業（以下「1号事業」という。）

においては、山口県、市町、農業団体等により構成する推進組織を設置し、県内統一での事業実施のため、事業推進・指導・助言等の支援を行うこととする。

- (2) 法第3条第3項第2号に掲げる中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業（以下「2号事業」という。）においては、1号事業で設置した推進組織を活用して、県、市町、農業者団体等が連携し、情報の共有を図る体制を整備し、事業の推進を図ることとする。
- (3) 法第3条第3項第3号に掲げる自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業（以下「3号事業」という。）においては、県、市町、農業者団体、1号事業で設置した推進組織等が情報を共有し、事業の推進を図ることとする。

3 関係機関における連携の確保に関する事項

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、地域住民や地域団体等の多くの関係者と連携の下に行われるものであることから、山口県、市町、推進組織、農業団体等が連携して情報共有や協議を行い、その連携に努めることとする。